

【重要：提出期限厳守】 介護職員等処遇改善加算に関する届出について

令和8年6月より介護職員等処遇改善加算の区分が変更及び新設されます。

このことに伴い、令和8年4・5月分の処遇改善加算を算定している法人等の事業者で6月以降の区分を変更する場合及び令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（居宅介護支援、介護要望支援、訪問看護、訪問リハ等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という）が令和8年6月以降新たに処遇改善加算を算定する場合は指定権者である始良市に「体制等に関する届出」の提出が必要となります。

本年度4月に「介護職員等処遇改善加算 計画書」を提出し、処遇改善加算の算定を計画していた事業者で、算定区分の変更及び新規区分の算定に伴う「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表又は介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等状況一覧表等の必要書類一式（以下「体制等に関する届出」という）が未提出の事業所があります。

令和8年6月以降の体制等に関する届出が必要な事業所は以下の通りです。

提出期限までに、電子申請届出システムにてご提出をお願いいたします。

※1 体制等に関する届出は介護サービス事業所ごとに提出が必要です。

※2 今回の提出期日は新設に伴う本年度のみの特例となります。

1) 令和8年4・5月分の処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定しており、令和8年6月からそれぞれⅠイ又はⅡイに算定区分を変更する事業所

提出期限：令和8年5月31日

2) 令和8年4・5月分の処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定しており、令和8年6月からそれぞれⅠロ又はⅡロに算定区分を変更する事業所

提出期限：令和8年5月31日

3) 法人等内の他の事業所で令和8年4・5月分の処遇改善加算を算定しており、同法人内において令和8年6月から新設される処遇改善加算を新たに算定する加算新設事業所

提出期限：令和8年5月31日

なお、加算新設事業所のみが所属する事業者など法人等事業者内で令和8年4・5月分の処遇改善加算を算定している事業所がなく、令和8年6月から新設される処遇改善加算を新たに算定する加算新設事業所については、提出期限を令和8年6月15日とし、計画書も併せて提出期限を**令和8年6月15日**までとなっております。

詳細につきましては、添付ファイルの厚労省の指針及びQ&Aをご確認ください。

以上のとおりご確認のうえ、提出もれのないようご確認よろしくをお願いいたします。